

- 議長（河野） 7番、三好東曜君。
- 7番（三好東） はい、議長。7番、三好東曜です。
- 議長（河野） 三好君。
- 議長（河野） 三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- 7番（三好東） はい。それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。
- 7番（三好東） 一問目は「軍人墓地の継続と平和教育はどのようにするか」という質問です。

羽床遺族会で軍人墓地の維持管理が困難になり、羽床遺族会は解散も検討していると言います。もし、解散する事になれば、町は軍人墓地をどう管理していく予定でしょうか。戦後80年が経過しようとしています。戦争遺族も高齢化しています。戦没者遺族も高齢化しています。今後、町内の他の軍人墓地も維持管理をする後継者の問題が出てくると思いますが、町の考えを問います。

私は鹿児島県の知覧にある特攻平和会館や、沖縄、広島原爆資料館、パプアニューギニアのラバウルにある戦没者墓地や戦跡の数々に墓参し太平洋戦争の悲惨さを学びました。戦没者はふるさと、そして祖国を守る為に命を捧げました。彼らの屍の上に私たちは現在の生活があり、彼らが誰1人欠けたとしても同じ日本はなかったでしょう。私達はお互いに影響し合い関わりの中で生きているからです。

その様な戦没者を大切に扱い、戦争が二度と起きないように子ども達を賢く育て、またどうして戦争がダメで、どのようにして戦争が起きたのかと言う歴史を正しく多様な視点から伝えていく「平和な世界を築く為の戦争歴史教育」も大変重要だと思います。

以上の事から8点お聞きします。

- 1、羽床遺族会が解散すれば軍人墓地を町はどう管理するのか。
- 2、将来的に戦没者遺族が全て亡くなった後にどの様に軍人墓地を町は管理していくのか。案はあるのか。
- 3、陶小学校の隣に戦没者の墓跡があるがどの様に教育に役立てているのか。
- 4、現在、町内では児童、及び生徒にどのような「平和な世界を築く為の戦争歴史教育」を行なっているのか。児童及び生徒は綾川町及び各校区にそれぞれ戦没者がいる事を知っているのか。
- 5、戦没者の名前を刻んだ石碑などの追悼施設を地元小学校の敷地内に移設し、「平和な世界を築く為の戦争歴史教育」に役立ててはどうか。全国的にも複数の例があり羽床軍人墓地の慰霊碑や鳥居、狛犬も元々は羽床小学校にあったものであるが。
- 6、羽床墓園に慰霊碑の移設はできないのか。
- 7、総務省がHPで追悼施設一覧を掲載しているが、香川県は高松の六角堂し

か掲載されていない。掲載を頼めばしてくれるそうだが掲載をしないのか。

8、綾川町の戦没者に関する情報を纏めた資料を町は保有しているのか。デジタルアーカイブはあるのか。また、それは町民が閲覧可能なのか。遺族への聞き取りを行なった経緯はあるのか。もし、無いのなら作らないのか。

我が国を守って散っていった若い命にどうぞ敬意のあるご回答をよろしくお願いたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

令和5年12月定例会の一般質問でお答えをしたとおりで、軍人墓地の管理については、各遺族が行うべきものと考えております。つきましては、遺族会解散後の軍人墓地の管理については、遺族会で検討いただきたい、そのように考えております。

次に、2点目の質問ですが、軍人墓地を町で管理することは、考えておりません。将来における、軍人墓地の在り方については、各遺族会でご検討いただきたいと考えております。

次に、3点目のご質問であります。陶小学校の隣の戦没者の墓跡につきましては、学校授業において特に利用はしておりません。

次に、4点目の質問ですが、平和な世界を築く為の戦争歴史教育につきましては、町主催の戦没者追悼式に綾川中学校生徒が職場体験の一環として参加をしたり、式典の中で作文を朗読しており、また社会科、道徳の授業等における歴史及び平和学習を通して段階的に理解していると認識をしております。さらに、広島平和学習など校外学習等により現地で学ぶ機会も確保しており、児童生徒は今後とも学習指導要領に則り、適切な指導に心がけてまいります。

次に、5点目のご質問ですが、先ほど申し上げたとおり、軍人墓地の管理は各遺族が行うべきものであり、地元小学校の敷地への移設は、考えておりません。また、羽床軍人墓地の慰霊碑や鳥居、狛犬が過去に羽床小学校にあったという事実は現時点では確認できておりません。

次に、6点目のご質問ですが、町営墓地の利用に関しましては、祖先代々の供養をする墓であり、住民基本台帳法に基づく世帯が利用対象でありますので、慰霊碑の町営墓地への移設はできません。

次に、7点目のご質問ですが、現在、総務省のホームページに掲載されております追悼施設は、地区の軍人墓地のような規模の小さい施設ではありませんでした。現時点での掲載は考えておりませんが、今後、全国の市町村の動向を

みながら、掲載の有無を研究してまいりたいと思います。

次に、8点目の質問ですが、綾川町の戦没者に関する情報を纏めた資料は町史に掲載されております。しかしながら、これは綾南地区に関してのみで、綾上地区にはありません。綾南は町史で閲覧できるようになっております。町は保有しておらず、デジタルアーカイブもありません。今後、作成する予定もありません。

町におきましては、遺族の高齢化に伴い遺族会に代わって、戦没者追悼式を開催しており、戦没者に対する尊崇の念を表すことで、戦争の体験と記憶を風化させることなく命の尊さや平和の大切さを後世に語り継ぐことが重要な責務であると、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁には、数々の矛盾点が含まれてると思うんですが、まず羽床の町営墓地は官地であり町保有の土地であります。これを遺族会ですべて責任を持ってやるということは、そもそも最終的な責任問題は町にありますので、これを検討すると遺族会ですべて責任を負うということはできないものかなというふうに考えております。こここのところをもう一度教えて欲しいです。

そこも踏まえて、なぜこの利用をしていないのか、この3番目の質問に対して、利用していない理由があれば教えてください。

5番目の質問、軍人墓地の管理は、遺族がやって地元小学校の移設は考えてない。もともとあったのは確認できていない。これ地元の方から言われてることですので、地元の方にぜひ聞き込みをして確認を取っていただけますでしょうか。

6番、町営墓地の移設ができないのは、どういう条例によってそれができないのか教えてください。

7番目、これ私総務省に確認取ったものなので、掲載して欲しければ掲載してくれるというふうに言われてましたので、規模小さい大きいは問題ではないと思います。なぜ検討しないのでしょうか。これを教えてください。

8番目、綾南町のみしか保有していない、綾上町にも当然戦没者っていうのはいらっしゃるということで、なぜ、今後、その保有していないものをまとめて作成する予定もないのでしょうか。

さらに、戦没者のことを後世に語り継ぐっていうふうに言われてるんですが、デジタルアーカイブもまとめる気もないのにどうやってそれを、後世に語り継

げるんですか。ここの矛盾点について教えてください。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。町営墓地とおっしゃられたのは多分羽床墓地のことですね。

○7番（三好東）軍人墓地ですね。

○健康福祉課長（土肥）軍人墓地が町有地で町営という、おっしゃられ方したんですが。

○7番（三好東）町営とは言ってません。町有地であると言ってます。

○健康福祉課長（土肥）町有地であるというのは、これは以前から、旧綾南町におきましては、いろんな私有地が残っているということで権利を主張されては困るところで、町有地にするという、そういう流れがございました。

おそらくですがこれも古くてわからない情報なんです、いろんな公園とか、そういったものも含めて一応町有地であり、その受益者が管理するという流れになっております。

ですので、この町有地であるってということが、要は、個人の権利に侵害されないということの目的であるというふうに認識しております。

5番目の、小学校敷地内に移設という話の内容ですが、これについてはもともとあったものと、地元の方がおっしゃっているという話ではありますが、実際にそういった、ちょっと文献とかそういったものを探すことができませんでした。一応これは確認できておりません。

○7番（三好東）それを確認するかどうか、確認しないのかという質問でした。

○健康福祉課長（土肥）確認しても、確認するものがないので、確認できないということですよ。

○7番（三好東）地元の方が証言…。

○議長（河野）まず答弁を聞いてから発言してください。答弁中ですよ。

○健康福祉課長（土肥）それから7番目の掲載については、これはもちろん掲載というこの答弁の通りで、全体的なそういう流れの中でやっていくということで、一応この流れについては、遺族会がすべて名簿所持しているというふうに認識しておりますので、そこで遺族会の方に頼めば、閲覧できるというふうに思っております。ですので、この掲載ということは、依頼の方は考えておりません。

8番目のご質問と同じような経緯、内容で、遺族会がそういうものを持っております。で、これは旧町時代に綾南町の町史に、名簿を載せたということで、旧の町の考え方でそういったことを行っておりますということで、最終的にそういう内容については、遺族会が持っていることで遺族会に、照会をかけること

いうことで、事が足りると思っておりますので、こういうアーカイブ等を作ることは考えておりません。

以上答弁とさせていただきます。

○住民生活課長（緒方）議長。

○議長（河野）緒方住民生活課長。

○住民生活課長（緒方）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。6点目のところですが、条例のところで決まっているところがあればというご質問だったかと思いますが、今の条例の定義では、墓所は墳墓を設けるために区画された1区画ということで、こちらの方にはお骨を収める場所ということを定義づけています。

また資格の方は、町の指定する区画として原則として1世帯1区画と、先ほど町長が答弁で述べた通り、住民基本台帳法に基づく世帯が利用対象でありますので、慰霊碑は、対象外だと思います。

以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）はい。十分な答弁はいただけてないと思うんですが、まずこの町有地でないか町有地であるか、権利を主張されては困る、町有地のような感じである、これははっきりしていただけないでしょうか。これ、ちょっとよくわからなかったですね、答弁自体が。これがもう全然わからないので、もう対処のしようがなくなるんじゃないでしょうか。

もともとあったものの文献がないならなぜ、地域の方に聞くっていう手段を取らないんでしょうか。これも職務怠慢ではないですか。

掲載、流れの中でやっていく、遺族会が名簿を持っていてこれ、戦没者の慰霊碑の全国の話をしてるんで、町内で研修されるっていうんじゃないで全国の人対象ですよ。もうこれもう見当違いでもうちょっとびっくりします。

旧の町の遺族会に照会をという、これなぜ遺族会に照会をしないといけないところを、ワンクッション置くんですか。皆さんが見えるように、町民の人が見えるように、全国の人が見れるように、これ日本全国で日本全国の人が戦ったという戦跡なんですよ。

なぜ、町内だけで完結しようとするのか。しかもそれを隠すようなことをするのか、これは全然わからないです。

私からは、これはできるだけ透明に、全国に向けて発信していただいて、命をそこで散らしていった人たちに敬意を向けて、二度とこの戦争が繰り返されないように子どもたちに伝えていく。このためにどうするかという議論なのに、

なぜ町の中だけで考えるんですか。綾川町、綾南町、綾上町。町だけで戦争したわけではないですよ。

もう一度、真摯なご答弁をお願いします。

○議長（河野）土肥課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再々質問にお答えいたします。

先の戦争で亡くなられた方には大変ご冥福をお祈りするところと感謝の念を申し上げるところはもう、これはそういったところでございますが、この遺族会と接しましても、それぞれの温度差がありまして、この羽床遺族会以外のその遺族会に関しましても、かなり違った見解がございます。その中で、羽床のみという話とはまた別でございます。ですから全体の意見を聞きながらまた研究させていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）三好君の2問目の質問を許します。

○7番（三好東）二番目の質問に移らせていただきます。

「ワクチン後遺症改善プログラムについて」。

現在、日本国では謎の日本人大量死が起きています。ちょうど新型コロナワクチンの接種を境に70万人とも言われる国民の超過死亡が数えられ、国会でも原口一博衆議院議員が質問をしている所ですが、原因は新型コロナワクチンの接種によるものでは無いかと強い疑いがかけられています。

私の生徒の母親も2024年の6月に心臓の血管が詰まる心筋梗塞で50歳で急逝したとつい15日ほど前に報告を受け愕然としている所です。3人家族でお父さんと息子さんはお母さんが絶対に打つなと止めたので新型コロナワクチンは接種してなかったのですが、お母さんは学童保育で勤めていたために同調圧力で2回職域接種をしたそうです。

お母さんに病歴はなく、健康そのものだったそうです。亡くなる前日に扁桃腺が腫れ、翌日に気づいた時には事切れていたそうです。息子さんは一人息子で今年大学を卒業され、大学院に進学されます。本来だったらその息子さんの成長した晴れ姿を一番楽しみにしていたのはお母さんだったでしょう。

私も悲しくて悲しくて、ああ、守れなかったと暗く冷たい谷底を裸足で薄ごろもで吹雪に晒されながら歩くような、そういう気持ちです。謹んでご冥福をお祈りいたします。

私の周りではワクチンが原因であると推測される体調不良、免疫低下、死亡報告が多く報告があり、両手の指では数えきれない程です。

町長は私達がワクチン接種のリスクについて指摘し、推進をやめる様に進言した時にはっきり何かあれば責任はとるとおっしゃられていますので、これ以

上ワクチン後遺症や急死で悲しむ人が無い様にワクチン後遺症改善プログラムを立ち上げ、町民に勧めていただけますようお願い申し上げます。

アメリカがmRNAコロナワクチンの使用を全面禁止しました。推進した責任者達をこれから責任追及していくようであります。新型コロナワクチン薬害は明らかです。一般社団法人ワクチン問題研究会では臨床研究を進めており、治療方法の確立を進めています。2025年2月18日には査読付き専門学術誌「Nutrition」に臨床研究の発案者で業務執行理事の児玉慎一郎先生の論文がオンライン公開されました。クラウドファンディングも成功し、研究は進んでいっています。

町長は至急ワクチン後遺症改善プログラムを先進自治体の大阪府泉大津市に習い進めていただけますようお願い申し上げます。

大阪府泉大津市では以前も申しました通り、新型コロナウイルス感染後やワクチン接種後の長引く不調や副反応に悩む市民を対象に、症状の緩和や改善を目指す「新型コロナ・ワクチン後遺症改善プログラム」を実施しています。

対象者は泉大津市民で、新型コロナ感染後遺症やワクチン接種後の持続的な副反応に悩まれている方です。内容は西洋医学に加え、代替療法など自己治療力を高めるためのプログラムを提供しています。具体的な取り組みとして、ヨーガ呼吸法や鍼灸、高濃度水素吸入などを組み合わせ、心身のバランスを整えることを目指しています。

また、泉大津市ではこれらの症状でお悩みの方に向けて、医師によるオンライン相談も実施しています。対象者は新型コロナウイルスの後遺症やワクチンの副反応などでお悩みの方です。内容はパソコンやスマートフォンを通じて、医師に相談が可能です。

これらの取り組みは、市民の健康と生活の質の向上を目的としており、個々の症状や状態に合わせたサポートを提供しています。なお、泉大津市においては、ワクチン接種後の副反応が続く場合、かかりつけ医や接種を受けた医療機関、または大阪府のコロナワクチン副反応相談窓口にご相談することが推奨されています。

町長、松井教育長、土肥健康福祉課長は迅速に対応をお願いいたします。接種後10～15年間は死亡・副反応のリスクが高まるのではないかとされています。しかしながら中長期的なリスクは未だ未知数です。リスクに備えて下さい。そして、今苦しんでいる方々やご遺族に手を差し伸べて下さい。

それがワクチン接種を強力に推進した自治体の首長の責任だと思います。松井教育長におきましては、これは教育長最後の責任ある仕事だと思います。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種により何らかの副反応が発生し、長期間改善しない症例があるということは承知をしております。原因がわからず長期にわたり対症療法を継続しなければいけないということもあるようであります。

町は、ワクチンの副反応による健康被害については、国の救済制度の内容を、ワクチン接種前にはもとより、町ホームページでも周知を行ってまいりました。町がワクチンによる副反応の疑いがある相談を受けた場合はかかりつけ医など、医療機関の受診をお勧めしております。そして健康被害救済制度の案内をしております。

泉大津市のワクチン後遺症改善プログラム、これは先進的でよい取り組みであるとは思いますが、現在のところ綾川町では同様の施策を実施する予定はありません。

三好議員は町の責任とおっしゃいますが、ワクチン接種による感染・重症化予防効果が期待できるという治験の結果や、ワクチン接種のひろがり、免疫獲得、ウイルス自体の弱毒化の複合的効果により、新型コロナウイルスによる致死率は98%以上低下し、季節性インフルエンザによる致死率に近づいたという研究成果や、コロナウイルスワクチンの接種により、コロナウイルス感染による後遺症が軽くなる可能性があるとの研究結果などからわかるようなワクチンの功績も当然にあります。100%安全なワクチンは存在しません。どんなワクチンにも何らかの副反応は存在します。以前より何度もお答えをしておりますように、町はワクチン接種によるベネフィット、及びリスクを接種希望者に事前に説明し、接種希望者が接種できる環境を整備し、ワクチン接種による健康被害が発生した場合は救済制度につなげる、ということで責任は果たしていると考えます。

質問の中にアメリカがコロナワクチンの使用を全面禁止にしたとの内容がありました。そのような事実はありません。トランプ大統領が新型コロナウイルスの接種を義務付けている学校に対し、連邦資金を支払わないとする大統領令に署名したことや、2月13日にワクチン懐疑派がアメリカの厚生局長に就任したことを受けて、インターネット上で様々な憶測が飛び交っているものと思われ。調べてもらえば、その情報が正しいかがわかると思いますので、ご自身の発言、これには責任を持っていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）再質問させていただきます。

国の救済制度の内容っていうのは、まずはこれは後遺症が出た場合の救済制度で、お金が支払われるものであります。

リスクがあってリスクを周知したというふうに言われるんですけども、リスクの周知が不十分じゃないかということで再度再度、何回も毎回の議会で質問をさせていただいております。ですので、周知をしてきたと言ってもそのリスクについて町は町民に十分に説明したというふうにはとらえられません。

で、かかりつけ医はこの未知のワクチン後遺症ということに対しての知見を持ち合わせていないので、かかりつけ医では対処できなくてたらいまわしにされるっていう事案がほとんどだということが報告が上がっております。

ですので、このかかりつけ医を勧めているっていうこと自体が、医学的見地からいうと遅れた行動なのかなというふうに思います。

泉大津市のこの改善プログラムは、2023年にクラウドファンディングをしまして、全国に広める準備があると、それによって改善された方が多数いらっしゃると、そういう結果も出ております。ぜひ、しないというふうに、今、決定するのではなくて、泉大津市に研修に行くだとか、もっと調べるだとか、そういうことをしていただけないかなと思います。

アメリカ、全面禁止したという事実はないということですが、連邦資金を停止し、これ、いろいろ情報が飛び交っている中で、私も間違った情報をここで言ってしまったのかもしれませんが、これからこのワクチン行政、どんどん変わっていくと思うので、ぜひ情報取っていただけたらと思います。

この泉大津市を参考にして、調べることをするかしないのか。今後も継続してこのワクチンのリスクベネフィットに対しての研究を続けるのか続けないのか、ご答弁いただけたらと思います。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。

かかりつけ医の知見がないということで、たらいまわしにされるというご発言もありましたが、かかりつけ医がその方の状況、十分知っておられると思われま

す。

ですので、そのかかりつけ医からその情報を発信して、例えば対応できないなら大病院へ紹介すると、そういった一連の流れが今までにもあります。そういったことをこれからも続けていっていただきたいというふうに思っております。

それと泉大津市の改善プログラム、これにつきましても、私も厚労省とか、

そういったところを探してみましたが、ちょっと見当たらなかってですね、この1自治体のみやっているような状況で、大変情報不足ということで今のところ予定がないというところでございます。

今後またそういった情報がいろいろ集まりました時点では、その時点でまた考えたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） ご答弁ありがとうございます。

ただ、これ、かかりつけ医に話して大病院に送られても、このワクチン後遺症、コロナ後遺症、もしくはその複合の接種後、コロナにかかって、ワクチン後遺症になったと。そのコロナ後遺症、いろんなパターンがあるんですけど、これ、新しい症例として挙げられてて皆さん困っている状態なんですよ。

知見がないのは当たり前で、先進自治体が1つの自治体でもあって結果を出しているのなら、なぜそこに直接問い合わせ、被害者救済に当たらないんですか。

ご答弁いただけますようお願いいたします。

○議長（河野） 土肥君。

○健康福祉課長（土肥） 三好東曜議員の再々質問にお答えします。

この後遺症が新しい症例になっているというところでございますが、そういったものにつきましても、こちらで情報が入手できましたらそれに対する問い合わせ等をできると思うんですが、こちらの方には国の方からもそういった正しい情報が入ってきておりません。

泉大津市の方が先進地的にやられているという情報も、ホームページのみでしかこちらは拝見できてないので、その確認をした上で、また、その辺の判断をさしていただきたいというふうに思います。

○7番（三好東） 確認よろしく申し上げます。答弁前に確認してください。

○議長（河野） 三好君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○7番（三好東） はい。

○7番（三好東） 確認してから答弁をしてください。話にならないので。

三番目の質問に移らせていただきます。「学校給食の素材は本物か」。

綾川町の学校給食についてお尋ねいたします。

綾川町のこども園、小学校、中学校の学校給食は本物の食材を使っているのでしょうか。天然食材や有機食材は何を使用していますか。

砂糖はミネラルを多く含む粗糖がのぞましいのですが、白砂糖を使っていま

せんか。白砂糖は純粋な化学式で書けるまで精製されており、ミネラルを含みません。食べると元の粗糖の形に戻ろうとし身体のミネラルを奪ってしまうのではないかとされています。

また、薬物の中では中毒性があると言われており、接種するとシュガーハイと言われる情緒不安定になる症状が出ると指摘する食育専門家もいます。

塩は天日塩が血液と同じミネラルバランスになるので望ましいのですが、どのような塩を使っていますか。

醤油は本醸造で遺伝子組み換えで無い大豆と天日塩を使用した地元のものが望ましいと思いますが、どのようなものを使っているのでしょうか。

酢は遺伝子組み換えで作られた穀物で醸造された酢を使っていますでしょうか。

味噌などの発酵食品にも遺伝子組み換え大豆や輸入小麦が使われていませんか。輸入遺伝子組み換え大豆はベトナム戦争で使われた枯葉剤と類似の成分を使ったグリホサート耐性の大豆です。枯葉剤をかけても大豆だけ枯れずに残りますが、グリホサートの残留農薬が検出されます。グリホサートは欧州では発癌性が指摘され規制されている農薬で、IARC（国際がん研究機関）で「発ガン性の可能性がある（2A）」と分類されています。ダウン症、アトピー性皮膚炎、癌、水頭症、発達障害、知能低下、遺伝子異常による奇形など様々な症状との関連が疑われています。また、アメリカ産のメガファーマーが生産する小麦などは小麦収穫前にグリホサートを散布して立ち枯れさせ、乾燥の手間を省く事に使用されています。さらに輸入大豆や穀物は防カビ剤を輸送時に振りかけるのでポストハーベスト農薬の問題も指摘され、動物の飼料に使用すると多くの奇形が生まれる報告があります。

どのような味噌や豆腐を使っていますでしょうか。

出汁等に化学調味料を使用していませんか。化学調味料は味覚形成期の10歳までに形成される児童の味覚の形成に必要な本物を食べる経験の機会を奪うだけでなく、人体の組成に必要なミネラルを含みません。そして味覚だけは美味しいと感じますが、身体には本来得られるミネラルを得られないのでミネラル欠乏になってしまいます。

肉はどうでしょうか。安いアメリカ産牛肉やオーストラリア産牛肉、ブラジル産鶏肉などを使用していないでしょうか。これらはエストロゲンなどの成長促進ホルモンを添加して早く成長させたり不自然に太らせたりしており、生物濃縮による影響が懸念されています。発癌性が懸念されており、過度の成長促進効果が動物と同じように人間にも現れ、女兒の初潮を早めているのではないかなど、健康への影響が懸念されています。EUではホルモン使用牛肉の輸入を禁止しています。

日本は約 400 もの食品添加物が認可され他国と比較しても多く、認可数は世界一とも言われています。添加物単体での安全性は確認されたのかもしれませんが、複数の添加物を食べた時の安全性は確認されておらず、複合汚染が懸念され今も研究されています。

和食の割合はどのくらいになっていますでしょうか。

牛乳が給食に付いてくる割合はどのくらいでしょうか。

地元産食材の割合はどのくらいでしょうか。

有機食材は使用しているのでしょうか。

健康の為には学校給食はできるだけ地元の食材で有機無農薬栽培が望ましいと言えます。さらに、味覚の形成と食文化の保存の為には伝統的な発酵食品や旬のお野菜を使った和食で全体食が望ましいと言えます。また、ミネラルバランスには特に気を配る必要があります、学業にも影響します。

綱引き大会の景品や学童のおやつなど、町が関係しているこどもに配る食べ物も学校給食に準じた自然食のおやつが望ましいと言えます。

学校給食と食育の現状について以上の懸念点を全て踏まえた上でお答えいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

食材の利用につきましては、砂糖は、白砂糖の使用割合が6割程度となっております。塩は天日塩ではありません。醤油は、県内工場による本醸造で、遺伝子組み換えの材料はではありません。穀物酢は不分別のものを使用しております。味噌は地元加工業者で、原材料の大豆は中国産で、豆腐は地元加工業者で、原材料の大豆はアメリカ、カナダ産です。出汁は、和食については自然由来でだし昆布、だしかつおは国産のもの、だし煮干しは県内産のものを使用し、その日に煮だしております。洋食で使用するコンソメ、中華スープについては、粉末のものを使用しております。

肉は、牛肉が北海道産、豚肉が綾川町産か県内産、鶏肉が県内産と全部国産であります。次に、和食の割合は、週5回中、平均3.5回です。牛乳は、毎日つきます。地元産食材の割合は、金額ベースであります、約83%となっております。

有機食材については、安定供給や調理員の作業的な問題、価格の問題等の問題があり、今のところ実施には至っておりません。

「食品」としては安全性を確保するために「食品衛生法」及び「食品安全基

本法」、これに準ずるもので生産流通されており、青果物、肉、魚などの生鮮食品についても様々な検査がされており、綾川町でも食材検査を実施しております。今後とも安心安全な給食を提供するため、食材選定を慎重に行っています。

以上です。答弁といたします。

○議長（河野）これで、三好君の一般質問を終わります。

○7番（三好東）ありがとうございました。